

社外取締役の独立性基準

2014年9月17日制定

社外取締役の独立性を確保するため、指名委員会は、社外取締役候補者の選考にあたり、特に以下の事項を確認する。

1. 保険業法に定める社外取締役の要件を満たすこと
2. 直近3会計年度以内に、当社に対し専門的サービスを提供し、当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領していないこと
3. 当社または当社の特定事業者の役員・部長等・支社長・法人部長の配偶者または3親等以内の親族でないこと
4. 直近3会計年度以内に、当社年間収入保険料の2%を超える保険取引を有する会社（有価証券報告書上の連結子会社を含む）・団体の役職員等でないこと
5. その総収入もしくは経常収益の2%を超える寄付金を当社より受領している団体の役職員等でないこと

以上